

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	公益財団法人 千葉交響楽団	(県) 所管所属	環境生活部スポーツ・文化局 文化振興課
代表者 職氏名	理事長 土岐 健文	電話番号	043-223-2406
所在地	千葉市中央区本千葉町10番23号	直近の決算 承認日	令和6年6月25日
電話番号	043-222-4231	経営方針 (団体代表者が記入)	
団体HPの URL	https://chibakvo.jp/	平成28年度からの「経営改善計画」の実施などにより、近年財政状況は改善されつつあるが、引き続き実施事業の多くを県からの受託に頼るほか、運営費補助を受け入れるなど、県依存型の経営が続いている。 一方、山下一史氏が音楽監督に就任してから9年が経過する中で、音楽的な評価も急速に高まり、自主演奏会への入場者数もコロナウィルス終息以降増加してきている。楽団員のモチベーションも極めて旺盛で、より高みを目指した千葉響サウンドの確立に向け日々演奏活動に打ち込んでいるところである。 そのような点を踏まえ、これまでの「長期目標」としていた日本オーケストラ連盟正会員への移行を視野に入れて事業展開を進めていく時期が来ているものと考えているが、実現していくためには自主事業の大幅な拡大や雇用契約楽団員の増員、また、事務局体制の強化等が必要であり、新たな収入源の確保が喫緊の課題となっている。 そのため、これまで取り組んできた一般的な法人・個人会員、支援会員の加入促進はもとより、県内外の主要企業等による継続的な演奏活動への協賛や助成を求めていくこと、また、当財団を活用していただくいわゆる依頼演奏会の回数拡大等が不可欠である。 以上の点を踏まえ、今後は県、県内経済団体等と十分連携して企業等に対する営業活動を大幅に拡充するなど、さらなる飛躍に向けた取り組みを強化し、目標実現を目指していく考えである。	
当初設立 年月日	昭和60年4月16日		
設立の経緯 団体の略歴	【設立趣意等の経緯】		
	さまざまな演奏活動を通して、人と人のふれ合いを大切にし地域に根ざした活動を展開することによって、県民に心から愛され支援される内容豊かなオーケストラづくりを目指す。もって、音楽活動の普及向上を図り、千葉県における文化の振興に寄与する。		
定款に定める 設立の目的	【略歴】		
	S60. 4 財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉として設立 H24. 10 公益財団法人へ移行 H28. 10 名称を「千葉交響楽団」に改称		

2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	65,300	(単位: 千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	65,300	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外 の金額（千円）	備考
千葉県	25,000	38.28%	1位	0	該当なし
太陽堂印刷㈱	11,000	16.85%	2位	0	該当なし
㈱千葉銀行	4,000	6.13%	3位	0	該当なし
千葉市	1,500	2.30%	4位	0	該当なし
船橋市	1,500	2.30%	4位	0	該当なし
その他17者	22,300	34.15%	—	0	最大出資割合2%

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「—」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：定期演奏会・特別演奏会				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 千葉交響楽団が演奏プログラム、指揮者、ソリスト、会場、入場料等を含め一切を企画制作する演奏会。 令和5年度は定期演奏会を3公演、特別演奏会を3公演実施した。					
【公共性・公益性】 本県唯一のプロのオーケストラとして、当財団が目指す音楽の最前線を表現し、同時に県民の文化及び音楽芸術の振興を図る。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 有（県内＋近都県内）：補足説明：国内外のプロオーケストラ				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 3,087 千円	34,583 千円	0 千円	31,496 千円	9,000 千円	9,000 千円

【事業2】名称：学校音楽鑑賞教室				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 児童・生徒の情操の涵養を図るため、優れた音楽を鑑賞する機会を提供し、芸術活動への参加への気運を醸成する。千葉県と千葉県教育委員会・開催市町村教育委員会・開催校で構成する実行委員会が主催者となり、県内の公立小・中・高等学校で演奏会を開催する。令和5年度は44公演を実施した。					
【公共性・公益性】 学校音楽鑑賞教室の開催を通して、県内の児童・生徒をはじめ保護者の方々に、音楽の素晴らしさを普及し文化の振興に寄与する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 有（県内＋近都県内）：補足説明：県内及び県近郊も含めた音楽団体				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
18,360 千円	20,244 千円	0 千円	38,604 千円	0 千円	0 千円

【事業3】名称：依頼演奏会				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 文化ホール等の主催者から依頼を受けて実施する演奏会。各地の文化ホール等で演奏会を実施する。原則的にプログラム、ソリスト、指揮者などの選定交渉などは千葉交響楽団が企画する。 令和5年度は15公演実施した。					
【公共性・公益性】 主催者の目指す趣旨に沿い、共にオーケストラによる演奏会を開催し、文化及び音楽芸術の振興を図り、多くの人が音楽に触れ、楽しめる演奏会を提供する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明：該当なし				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
12,153 千円	16,436 千円	0 千円	28,589 千円	0 千円	0 千円

【事業4】名称：県民芸術劇場公演				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 千葉県と主催団体の共催で、主催者からの依頼を受けて実施する演奏会である。主に県内のホール・博物館・美術館等の文化施設で実施する。令和5年度は37公演実施した。					
【公共性・公益性】 主催者の目指す趣旨に沿いオーケストラによる演奏会を開催し、文化及び音楽芸術の振興を図り、多くの人々に音楽に触れ楽しむ機会を提供する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明：該当なし				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
20,464 千円	25,834 千円	0 千円	46,298 千円	17,234 千円	0 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和６年度）

3-2 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業5】名称：特別支援学校巡回コンサート				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県内の特別支援学校に千葉交響楽団が出向きオーケストラの演奏を実施する。 令和5年度は18公演を実施した。					
【公共性・公益性】 一般の演奏会では演奏を聴くことが困難な特別支援学校の児童・生徒に対して、豊かな情操の涵養を図るために、優れた音楽を鑑賞する機会を提供する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明：該当なし				【県の財政支出の有無】 有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
4,733 千円	8,857 千円	0 千円	13,590 千円	13,590 千円	13,590 千円

【事業6】名称：伝統芸能・洋楽ふれあい体験事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県内各地の学校に楽団員が出向き、楽器別の講座を開催する。1講座を2時間とし、初心者育成講座、レベルアップ講座に分け、レベルアップ講座参加者は講座終了後、合奏練習でアンサンブルについて学習する。楽団員による模範演奏などを行う。 令和5年度は5講座を実施した。					
【公共性・公益性】 主に管弦楽部、吹奏楽部に属する児童生徒を対象にプロのオーケストラプレイヤーによる楽器の指導を行うことにより、演奏力のレベルアップ、千葉県音楽芸術の一層の普及、振興及び後継者の育成を図る。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明：該当なし				【県の財政支出の有無】 有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
328 千円	712 千円	0 千円	1,040 千円	1,040 千円	1,040 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

（1）当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が出資等した当初の目的】 当財団は、さまざまな演奏活動を通して、人と人のふれ合いを大切にし地域に根ざした活動を展開することによって、音楽芸術の普及向上を図り、県の文化行政と一体となって文化芸術振興を担う団体であるため。 【関係を維持する現在の意義】 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」、「文化芸術推進基本計画」、「千葉県総合計画」において、『県は文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する』としている。当財団は千葉県における音楽の振興の一端を担っており、経営基盤の安定化に向けた指導をしていく必要があることから、出捐関係を維持する意義がある。									
（2）類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 該当なし 【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 該当なし									
（3）県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	県が自ら施策を実施することはできない。また、学校音楽鑑賞教室事業や県民芸術劇場公演などの演奏会は年間100回程度にもなることに加え、他のオーケストラに比べても安価な経費で実施していることから、他の団体が同規模の演奏会を実施することは不可能である。									
（4）県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況	【計画等名】 該当なし 【指標名】 〇〇（単位：〇〇） <table border="1" data-bbox="359 795 1275 862"> <thead> <tr> <th>基準（〇年度）</th> <th>実績（〇年度）</th> <th>目標（〇年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 【指標と事業の関係性及び達成状況】				基準（〇年度）	実績（〇年度）	目標（〇年度）			
基準（〇年度）	実績（〇年度）	目標（〇年度）								
（5）資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性	当該団体は、県民向けに自主公演である定期・特別公演を開催するほか、県内各地域の文化施設を活用した県民芸術劇場公演事業や、教育現場における学校音楽鑑賞教室事業等の県事業に取り組んでおり、県の文化行政と一体となって文化芸術振興を担う団体であるため、出捐金の順位において県が1位であることは妥当であり、今後も当財団を活用し県内の文化振興を図っていくためには、現在の出捐額を維持する必要がある。									
（6）運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性	【名称】公益財団法人千葉交響楽団運営費補助 【内容】（金額：33,676千円） 理事長・参与・事務局員（6名分）の人件費の一部補助 事務所賃料の補助 第114回定期演奏会、第115回定期演奏会、千葉県誕生150周年記念演奏会の事業費の一部補助 【必要性】 当財団は、平成20年から経営改革に取り組んでおり、大幅な支出の削減などによる経営の立て直しを図ってきた。しかし、他の国内外のオーケストラと同様に、自主演奏会が満席であっても大幅な黒字とはならないオーケストラ特有の仕組みのため、演奏料のみの独立採算での運営は困難である。そのため、企業等からの寄付や法人・個人の支援会員の獲得に努めることが最も求められることであるが、同時に県の財政支援も経営基盤の確立のためには必要である。 なお、事務所を設置していた聖賢堂が千葉県文化会館大規模改修に伴い解体されたため、事務所の賃借料を令和7年8月まで補助している。 また、長期的には日本オーケストラ連盟の準会員から正会員への移行を目指すこととしているが、正会員の条件の一つに自主演奏会の回数がある。自主演奏会は満席となっても大幅な黒字とはならないことから、演奏会の回数を増やすために演奏会事業費の一部を補助することとした。									
（7）団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性	<table border="1" data-bbox="359 1422 1275 1456"> <tr> <td>【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td>県が負担</td> <td>0名</td> <td>県以外が負担</td> <td>0名</td> </tr> </table> 【役職・業務内容】 該当なし 【派遣等の必要性】 該当なし				【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名						

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和６年度）

５ 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

（１）関与方針 区分 ※	関与維持（県と連携した経営改善）
（２）県としての 具体的な取組 ※	①団体の経営基盤を確立するため、業務の効率化や依頼演奏会の開催、寄附金等の獲得などによる、経費削減及び自主財源の一層の確保を求める。 ②更なる文化芸術振興及び団体の経営安定化を図るため、団体の体制強化を目的として、財政的な支援等の在り方を検討する。
（３）取組実績 とその成果	当財団は財団自ら作成した経営改善計画（平成28～32年度）に従い、自立に向けた経営改革に取り組んできた。 平成30年度の中間検証では、28・29年度における経営改善計画の項目ごとの目標値を確認したところ、法人会員・支援会員の人数、会費・寄付金の合計額は大幅に上回っており、また、依頼公演数は横ばいであるものの収入額が大幅に上回った。さらに自主演奏会は入場者数・入場率ともに計画を大きく上回るなど、各項目とも計画を上回った。これらにより、中間検証においては、財団全体の収支差額は計画を達成した。 計画目標を上回った要因としては、山下音楽監督が自ら広告塔となり、理事長とともに、多様な企業、団体等に積極的な営業活動を行うとともに、事務局内の経費を見直し、効率化を図ったことなどが挙げられる。 しかし、令和元・2年度においては、台風等の災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの演奏会等が中止になったことにより、演奏機会が減り事業収入が減少した結果、計画の達成には至らなかった。 令和3年5月には新たな経営計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、音楽性の向上や地域に密着した活動の展開、自立型運営への移行（演奏会等の事業展開、事務局機能の強化等）等を基本方針とし、安定した経営基盤のもと、千葉県民に愛され、親しまれる楽団を目指すこととしている。 令和5年度は協賛・広告料や定期会員の獲得、演奏会の新規依頼者の開拓など、財源の確保に努めた。
（４）課題	当財団は創立39年目を迎え、国内外で活躍する著名な指揮者である山下一史氏を音楽監督に迎えて9年目を迎える。山下音楽監督就任以来、自主演奏会での観客数は増加傾向にあるが、県内での認知度は、いまだ高いとは言えない。山下音楽監督が掲げる「おらがまちのオーケストラ」を県民へさらに浸透していくためには、県民に愛され親しまれるよう、今後も広く周知を進めていく必要がある。 HPの拡充・メディアへの露出などを工夫し、認知度と収入増を図るために、県内外からの依頼公演を増やすなど、広報の幅を広げることや、企業・団体等とのネットワークを構築し、支援会員・寄付金を増やすなど、確実な収入増を図っていく必要がある。 当財団は、今まで、経営改善計画に従い、収入増に励み、一定の成果は得られているが、今後さらに依頼公演を増やし経営基盤を安定させていくためには、楽団員を増やし演奏体制を拡充していくことと合わせて、企業からの寄附や協賛金等の外部資金を獲得できるよう体制を整えていくことが必要である。なお、現在の楽団の演奏体制（自主公演演奏会数等）では、文化庁や芸術文化振興協会等の公的支援の採択要件に満たず支援を受けられない場合もある。 今後は、経営の安定化を目指しつつ、楽団の運営体制・演奏体制を向上させていくことが求められる。
（５）県としての 今後の対応の 方向性	今後も県は、当財団が実施する以下の取組と連携して文化芸術施策を推進していくことから、当財団の自立型経営の実現に向けて必要な支援を見直し検討していく。 財団においては、不足している人材を確保・育成するとともに、地域に根ざした自主事業を企画・運営することで、「おらがまちのオーケストラ」として、より多くのファンの獲得を目指し、オーケストラのファン層の拡大や県の文化芸術振興の強化を図っていくとともに、本県のブランド化の一翼を担う楽団となることを目指していく。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

５－２ 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

（１）策定要件 の該当性※	該当しない
------------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和６年度）

６ 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

（１）財政的援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

直近の実施年月日	令和5年10月31日	措置の公表年月日	元号	年	月	日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2						
【指摘事項】 該当なし		該当なし						
【注意事項】 該当なし		該当なし						

1つ前の実施年月日	令和5年3月10日	措置の公表年月日	元号	年	月	日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2						
【指摘事項】 該当なし		該当なし						
【注意事項】 該当なし		該当なし						

2つ前の実施年月日	令和4年3月18日	措置の公表年月日	元号	年	月	日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2						
【指摘事項】 該当なし		該当なし						
【注意事項】 該当なし		該当なし						

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

（２）包括外部監査（地方自治法第252条の3第4項等）

				該当の有無	有
監査テーマ	県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について				
実施年度	平成26年度	措置の公表年月日	平成28年1月29日		
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください		措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください			
https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h26-zenbun.pdf		https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h28-gaibu-soti.pdf			

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

（1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 （書面）	定例回数 （書面）	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	3	9（6）	3（0）	80%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

（2）監査の状況

監査の状況 （行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る）	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	実施している外部的な監査の内容
公認会計士又は監査法人	無	無	無	無	該当なし
監査又は会計に識見を有する者	無	有	有	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

（3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄	—
----	--------------------	------	---

（4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	無	有	有	有
役員名簿	有	有	無	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	無	有	有	有
キャッシュフロー計算書	無	無	無	無	無	無
附属明細書	有	有	無	有	有	有
財産目録	有	有	無	有	有	有
事業計画書	有	有	無	有	有	有
収支予算書	有	有	無	有	有	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	無	有	有	有
業務の委託方法に関する規程	無	有	無	有	無	有
資金運用に関する規程	無	有	無	有	無	有
個人情報保護に関する規程	無	有	無	有	無	有
情報公開に関する規程	無	有	有	有	無	有

※「公表」とは、団体のホームページや、その他法令で定める方法により公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

8 役職員等の状況

（1）常勤の役職員数（単位：人）

（各年度7月1日現在）

項 目	直近4年度前 (R2年)	直近3年度前 (R3年)	前々年度 (R4年)	前年度 (R5年)	現年度 (R6年)
常勤役員数 ①～⑤の和	2	2	2	2	2
プロパー ①	0	0	0	0	0
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	2	2	2	2	2
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	14	14	15	15	14
プロパー ⑥	14	14	15	15	14
県退職者 ⑦	0	0	0	0	0
県現職者 ⑧	0	0	0	0	0
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

（2）常勤役職員の平均年収等の状況

項 目	前年度決算（R4年）	直近決算（R5年）
常勤役員		
人数（内数：県退職者及び県現職者）	2 人（ 2 人）	2 人（ 2 人）
平均年齢	69 歳	66 歳
平均年収	4,942 千円	4,583 千円
常勤職員		
人数（内数：県退職者及び県現職者）	15 人（ 0 人）	15 人（ 0 人）
平均年齢	53 歳	56 歳
平均年収	2,879 千円	2,999 千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、
 $(15人 + 36人 + 15人) / 12か月 = 5.5人$ となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「*」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

名称	県民が誇る「おらがまちのオーケストラ」を目指して	公表方法	策定の有無	有
対象期間	令和3年5月～令和8年3月	策定年月日	備置	令和3年5月31日
概要	■豊かな千葉響サウンドの創造 ・楽団員の充実 ・活動拠点の確立 ・定期演奏会などの回数増 ・日本オーケストラ連盟正会員を目指す ■地域に密着した活動の展開 ・県内各地での自主演奏会の開催 ・県ゆかりのソリスト県内音楽団体との共演 ■様々な機関との連携 ・県民芸術劇場公演を活用した連携 ・県内企業との連携 ■千葉県の文化芸術・教育への貢献 ・各種ワークショップ活動を通じた音楽人材の育成 ・学校との連携 ・創立40周年記念事業 ■自立型運営を目指す ・演奏会等の事業展開 ・収益の確保 ・事務局機能の強化			
取組状況	●収益確保を目指すため、法人定期会員を令和5年度に新たに9社を獲得した。 ●県民芸術劇場公演を活用した千葉県内の市町村や企業等との連携を図るべく営業活動を展開し、令和5年度は37公演を実施した。 ●主催（自主）演奏会について、令和5年度は定期演奏会を1回を増やし、自主演奏会の回数増につなげた。			
指標の達成状況	・会費収入【目標】5,850千円 【R5実績】6,457千円 （営業活動により令和5年度は法人定期会員9社からの新規会員加入があった。） ・補助金収入【目標】23,000千円 【R5実績】38,076千円 （日本芸術文化振興基金助成金増額や県補助金（事務所賃借料及び定期・特別演奏会補助金）が増加した。） ・寄附金収入【目標】3,000千円 【R5実績】8,090千円 （寄附金獲得に努めた。） ・事業収入【目標】158,839千円 【R5実績】147,406千円 （R5は千葉県教職員互助会によるスクールコンサートに採択されなかったため事業収益が減った。）			
特記事項	該当なし			

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和６年度）

10 財務状況（単位：千円又は％）

（１）貸借対照表

公益法人会計の場合

項 目		前々年度決算 (R3年)	前年度決算 (R4年)	直近決算 (R5年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資 産	流動資産	62,755	63,018	46,017	▲ 26.98%	協賛金・助成金の未収金が増加したことにより普通預金が減少した。
	固定資産	82,304	88,013	89,439	1.62%	該当なし
	うち有形固定資産	172	172	172	0.00%	該当なし
	資産合計	145,059	151,031	135,456	▲ 10.31%	協賛金・助成金の未収金が増加したことにより普通預金が減少した。
負 債	流動負債	11,863	15,377	11,265	▲ 26.74%	出演料等の未払金の減少
	固定負債	30,000	32,767	32,226	▲ 1.65%	該当なし
	うち長期借入金	30,000	30,100	30,100	0.00%	該当なし
	負債合計	41,863	48,144	43,491	▲ 9.66%	該当なし
	うち有利子負債	30,000	30,100	30,100	0.00%	該当なし
正 味 財 産	一般正味財産	36,064	34,382	24,742	▲ 28.04%	会場変更による賃借料の負担増
	指定正味財産	67,132	68,505	67,222	▲ 1.87%	該当なし
	正味財産合計	103,196	102,887	91,964	▲ 10.62%	会場変更による賃借料の負担増
参 考	基本財産	65,300	65,300	65,300	0.00%	該当なし
	繰越損益相当額	37,896	37,587	26,664	▲ 29.06%	会場変更による賃借料の負担増

（２）損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

項 目	前々年度決算 (R3年)	前年度決算 (R4年)	直近決算 (R5年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	171,430	201,016	201,677	0.33%	該当なし
うち事業収益	119,325	138,616	132,777	▲ 4.21%	該当なし
経常費用	167,111	202,697	211,317	4.25%	該当なし
うち管理費	4,789	5,623	5,822	3.54%	該当なし
評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期経常増減額	4,319	▲ 1,681	▲ 9,640	▲ 473.47%	会場変更による賃借料及び主催公演等増加による人件費と旅費交通費の経費増加
経常外収益	0	0	0	—	該当なし
経常外費用	0	0	0	—	該当なし
当期経常外増減額	0	0	0	—	該当なし
その他収入	0	0	0	—	該当なし
その他支出	0	0	0	—	該当なし
当期一般正味財産増減額	4,319	▲ 1,681	▲ 9,640	▲ 473.47%	会場変更による賃借料及び主催公演等増加による人件費と旅費交通費の経費増加
当期指定正味財産増減額	1,206	1,373	▲ 1,281	▲ 193.30%	クラウドファンディングで購入したコントラパス（指定正味財産）を減価償却するため一般正味財産に振り替えたため。
うち評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期正味財産増減額	5,525	▲ 308	▲ 10,921	▲ 3,445.78%	会場変更による賃借料及び主催公演等増加による人件費と旅費交通費の経費増加

（３）主な経営指標

公益法人会計の場合

項 目	前々年度決算 (R3年)	前年度決算 (R4年)	直近決算 (R5年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	529.00%	409.82%	408.50%
自己資本比率（正味財産÷（負債＋正味財産）×100）	71.14%	68.12%	67.89%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	29.07%	29.26%	32.73%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和６年度）

11 借入金等残高等の状況

（単位：千円又は％）

項 目	前々年度決算 (R3年)	前年度決算 (R4年)	直近決算 (R5年)	直近増減率 対前年度比
各年度の借入金等	0	30,100	0	▲ 100.00%
各年度の償還金等	0	30,000	0	▲ 100.00%
借入金等決算残高 ①+②	30,000	30,100	30,100	0.00%
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	30,000	30,100	30,100	0.00%
借入・償還先の内訳				
県 ③+④	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
それ以外のもの ④	0	0	0	—
県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
民間その他 ⑦+⑧	30,000	30,100	30,100	0.00%
経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
それ以外のもの ⑧	30,000	30,100	30,100	0.00%
県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

12 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

（単位：千円又は％）

項 目	前々年度決算 (R3年)	前年度決算 (R4年)	直近決算 (R5年)	直近増減率 対前年度比
総収入 ①=②～⑥の和	171,430	201,016	201,677	0.33%
運用益収入 ②	1	1	1	0.00%
会費収入 ③	6,007	6,193	6,457	4.26%
寄附収入 ④	6,519	5,766	8,090	40.31%
行政からの委託料等収入 ⑤	46,045	54,000	75,158	39.18%
その他収入（②～⑤以外） ⑥	112,858	135,056	111,971	▲ 17.09%
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	31,997	40,618	48,306	18.93%
対総収入割合 ⑦÷①	18.66%	20.21%	23.95%	3.75%
県の財政支出の内訳				
委託料 ⑧	8,846	14,630	14,630	0.00%
対総収入割合 ⑧÷①	5.16%	7.28%	7.25%	▲ 0.02%
補助金・交付金・負担金 ⑨	23,151	25,988	33,676	29.58%
対総収入割合 ⑨÷①	13.50%	12.93%	16.70%	3.77%
その他（⑧⑨以外） ⑩	0	0	0	—
対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
資金運用等				
有価証券等損益 ⑪+⑫	0	0	0	—
有価証券等評価損益（含み損益） ⑪	0	0	0	—
売却・償還・配当等損益（実損益） ⑫	0	0	0	—
保有・運用中の有価証券等の取得額	0	0	0	—

(2) 県からの財政的な支援（借入金及び損失補償等を除く）

（単位：千円）

項 目	直近4年度前 (R1年)	直近3年度前 (R2年)	前々年度 (R3年)	前年度 (R4年)	直近決算 (R5年)
運営費補助	22,014	23,162	23,151	25,988	33,676
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0